

# 港湾物流特区

都道府県名：

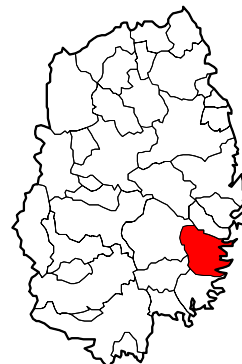
岩手県

申請主体名：

釜石市

区域の範囲：

釜石市の区域の一部（釜石港地域の  
一部）



特区の概要：

釜石市では鉄鋼産業が基幹産業であり、釜石港までの鉄鋼製品の輸送には明治時代より鉄道輸送を中心とした大ロット輸送を行ってきたものの、競争激化により合理化を余儀なくされ、平成6年には鉄道輸送を廃止し全面トラック輸送体制に切り替えた。しかし、車両総重量規制による小ロット輸送の問題が顕在化してきた。このため、輸送車両の総重量に係る特例を活用し、港湾背後地から港頭地区への輸送効率の向上を図る。これにより、輸送コスト及び環境負荷を低減し、もって釜石港地域における産業経済の活性化を図る。

適用される規制  
の特例措置：

・重量物輸送効率化事業



重量物輸送想定ルート

(国道、市道と交わる●の2箇所が構造改革特別区域)



全天候バス内部